



内閣府

平成27年11月20日  
内閣府(防災担当)

## 原子力艦の原子力災害対策マニュアルの改訂について

本日、中央防災会議主事会議を開催し、原子力艦の原子力災害対策マニュアル(平成16年8月25日 中央防災会議主事会議申合せ)を、別紙のとおり改訂いたしましたので公表いたします。

<問合せ先>

内閣府 政策統括官(防災担当)付参事官(災害緊急事態対処担当)付  
川元、松本(一)、大澤 Tel: 03-3501-5695(直通)

# 原子力艦の原子力災害対策マニュアル改訂 新旧対照表

現 行	改 訂 後
<p>Ⅲ. 警戒体制</p> <p>1. 原子力艦の原子力災害に関する通報</p> <p>(4) モニタリング値が原子力艦に係る異常発生を関係機関に通報する基準（以下「通報基準」という。）に達した場合</p> <p>図（略）</p> <div data-bbox="197 384 1077 788" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>通報基準（Ⅵ. 参考資料「1. 原子力艦の原子力災害に関する通報基準、判断基準、応急対応範囲等について」参照）</p> <p>我が国が独自に実施している環境放射線モニタリング活動により、原子力艦繫留地の敷地境界付近におけるモニタリング値に異常が検知された際に、原子力艦緊急事態にいたる可能性があるとして、関係機関に通報するための基準</p> <p>敷地境界付近の放射線量率として、<u>1地点で10分以上1時間あたり5マイクロシーベルト以上を検出するか、あるいは2地点以上で1時間あたり5マイクロシーベルト以上を検出した場合</u>（ただし、落雷等※による検出は除く）</p> <p>※落雷や放射線を用いた非破壊検査等原子力艦に起因しない事象</p> </div> <p>V. 災害応急対策の実施</p> <p>2. 屋内退避、避難等</p> <p>(1) 非常災害対策本部又は緊急災害対策本部設置前</p> <p>①～⑤（略）</p> <div data-bbox="197 951 1077 1318" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>判断基準（Ⅵ. 参考資料「1. 原子力艦の原子力災害に関する通報基準、判断基準、応急対応範囲等について」参照）</p> <p>放射性物質が異常な水準で敷地境界外へ放出されたとして、応急対応範囲（以下参照）において屋内退避若しくはコンクリート屋内退避あるいは避難を実施するための判断基準</p> <p>敷地境界付近の放射線量率として、1地点で10分以上1時間あたり<u>100</u>マイクロシーベルト以上を検出するか、あるいは2地点以上で1時間あたり<u>100</u>マイクロシーベルト以上を検出した場合（ただし、落雷等※による検出は除く）</p> <p>※落雷や放射線を用いた非破壊検査等原子力艦に起因しない事象</p> </div> <div data-bbox="197 1337 1077 1374" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>応急対応範囲（略）</p> </div>	<p>Ⅲ. 警戒体制</p> <p>1. 原子力艦の原子力災害に関する通報</p> <p>(4) モニタリング値が原子力艦に係る異常発生を関係機関に通報する基準（以下「通報基準」という。）に達した場合</p> <p>図（略）</p> <div data-bbox="1149 384 2029 788" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>通報基準</p> <p>我が国が独自に実施している環境放射線モニタリング活動により、原子力艦繫留地の敷地境界付近におけるモニタリング値に異常が検知された際に、原子力艦緊急事態にいたる可能性があるとして、関係機関に通報するための基準</p> <p>敷地境界付近の放射線量率として、1時間あたり5マイクロシーベルト以上を検出した場合（ただし、落雷等※による検出は除く）</p> <p>※落雷や放射線を用いた非破壊検査等原子力艦に起因しない事象</p> </div> <p>V. 災害応急対策の実施</p> <p>2. 屋内退避、避難等</p> <p>(1) 非常災害対策本部又は緊急災害対策本部設置前</p> <p>①～⑤（略）</p> <div data-bbox="1149 951 2029 1318" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>判断基準</p> <p>放射性物質が異常な水準で敷地境界外へ放出されたとして、応急対応範囲（以下参照）において屋内退避若しくはコンクリート屋内退避あるいは避難を実施するための判断基準</p> <p>敷地境界付近の放射線量率として、1地点で10分以上1時間あたり<u>5</u>マイクロシーベルト以上を検出するか、あるいは2地点以上で1時間あたり<u>5</u>マイクロシーベルト以上を検出した場合（ただし、落雷等※による検出は除く）</p> <p>※落雷や放射線を用いた非破壊検査等原子力艦に起因しない事象</p> </div> <div data-bbox="1149 1337 2029 1374" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>応急対応範囲（略）</p> </div>